

子 高 第 1 2 5 2 号
令和 3 年 11 月 30 日

高齢者福祉施設長 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

訪問診療の適切な受け入れについて (依頼)

平素から、各高齢者施設におかれましては、新型コロナウイルス感染予防策の徹底や、施設内での発生時における感染拡大防止策に全力で取り組んで頂いており、心より感謝申し上げます。

標記について、今般、沖縄県歯科医師会から、感染防止対策により高齢者施設から訪問診療を断られるケースが散見されており、要介護高齢者の口腔内環境の改善により「食べる」口腔機能の維持が感染症対策において重要であることから適切な訪問診療の受け入れについて周知等の要望があります。

高齢者施設等における「面会」については、厚生労働省の通知(※1)により「感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限すること」とされたことを受け、緊急事態宣言下などにおいては、施設の管理者が地域における発生状況等を踏まえ、原則中止とする取り扱いが実施されてきたものと認識しております。

一方で、上記通知(※1)に関するQ&A(※2)においては、社会福祉施設等における「訪問診療」については、訪問診療が利用者と保健医療機関で計画的な医学的管理の下で医療を提供するものであり、「面会」に該当しないこと、併せて、医療従事者は感染予防策を実施しており、利用者からの訪問診療の希望を受けた場合は、高齢者施設においては適切な受け入れをお願いしたい旨の回答が示されております。

つきましては、要介護高齢者においては、口腔衛生状態の悪化は、誤嚥性肺炎の危険性が高まり、重篤化しやすいことや、口腔機能の低下による意欲減退や認知機能の低下といった問題も大きくなることも踏まえ、各施設におかれましては、訪問診療の適切な受け入れに改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

(※1) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付事務連絡)

(※2) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年3月6日付事務連絡)」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付事務連絡)」に関するQ&A(その2)について(令和2年4月24日付事務連絡)

記

添付ファイル（参考資料）

- ・介護保険最新情報 vol. 808（上記（※1）の令和2年4月7日付事務連絡）
- ・介護保険最新情報 vol. 822（上記（※2）の令和2年4月24日付事務連絡）

以上

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課 介護指導班
施設福祉班
TEL : 098-866-2214 FAX : 098-862-6325